○那珂川町まちづくり審議会条例

平成18年3月17日 条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、地域の均衡ある発展及び住民の連携の強化を図り、住民協働のまちづくりを推進するため、那珂川町まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 (所掌事務)

第2条 審議会は、まちづくりの計画の策定及び推進に関する事項について、町長の 諮問に応じて審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 地域を代表する者
 - (2) 町民活動団体を代表する者
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 公募による者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任 者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げないものとする。
- 4 委員がその要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員 委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。
- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して会議への 出席を求めて意見及び説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会 に諮り定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による最初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成2 0年3月31日までとする。

附 則(令和6年6月6日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。